

No. **124**

2014.7

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



一本木公園



長野県行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕 中野市 一本木公園

中野市、市民公園の一本木公園は、バラの公園として親しまれています。

園内には、570種、1200株のバラが植えられており、5月の下旬から6月下旬にかけての最盛期にはバラ祭が開催され、色とりどりのバラが咲き競います。

バラの管理は、一入の手間が必要ですが、地元ボランティア団体により丁寧に手入れをされ、園内のバラ一輪一輪が、美しく咲いていました。

(広報部 田嶋亜弥)

(参考：一本木公園バラの会 <http://www.ipk-rose.com/>)



目 次

定時総会開催報告	2
会長のページ	4
本会業務部会及び 支部連絡会議	6
日行連平成26年度 定時総会・日政連 第34回定期大会	7
業 務 資 料	<ul style="list-style-type: none">・産業廃棄物許可業者による一般廃棄物(家庭ごみ)の無許可回収の注意喚起 について 9・納税証明書の「署名省略オンライン請求」普及のためのお願について10・建設業法等の一部を改正する法律13・大型車両の通行の適正化に関する関係政令、省令の整備及び関係通達の改 正等について(H 25道路法等の一部改正関連)19・公証人の異動について20
お 知 ら せ	<ul style="list-style-type: none">・2月22日広報部共催無料相談会の結果21・広報部アンケート結果22・平成26年春の褒章24・平成26年度行政書士試験のご案内24・斡旋物一覧25
会 議 報 告	26
各支部総会報告	33
長野県行政書士 政治連盟のページ	<ul style="list-style-type: none">・定期大会開催報告37・改正行政書士法成立のご報告38
会 員 の 動 き	・入会 ・退会 ・ご逝去48
編 集 後 記	48
投 稿 募 集	裏表紙

定時総会開催報告

平成26年度定時総会が5月23日(金)午前10時より、松本市の松本東急インで開催されましたのでご報告いたします。

1 司 会 日野総務副部长

2 正 副 議 長 議 長 松島茂行代議員 (松本支部)
副議長 神津節雄代議員 (佐久支部)

3 議事録署名人 篠平耕二代議員 (松本支部)、高野弘文代議員 (松本支部)

4 議 案 審 議

第1号議案 平成25年度事業報告

賛成多数により可決承認されました。

第2号議案 欠損処分

賛成多数により可決承認されました。

第3号議案 平成25年度決算報告

賛成多数により可決承認されました。

第4号議案 平成26年度事業計画(案)

賛成多数により可決承認されました。

第5号議案 平成26年度予算(案)

賛成多数により可決承認されました。

第6号議案 役員の補充選任

下記の者が選任されました。(敬称略)

理 事

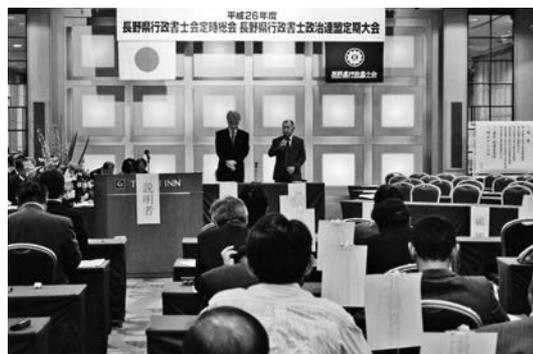
上田支部 若林 政夫

監 事

松本支部 熊井 弘



会長あいさつ



議長・副議長あいさつ



総 会



表彰状授与

平成26年度 受賞者御芳名

○日本行政書士会連合会関東地方協議会会長表彰状

櫻井 一太 (佐久) 佐藤 勉 (佐久) 河西 美智与 (諏訪)
宮嶋 良光 (飯田) 村上 和彦 (飯田) 野本 教子 (松本)
山本 準一 (長野) 山本 金一 (長野)

以上 8名

○長野県行政書士会会長表彰状

荻原 政吉 (佐久) 田中 哲夫 (上田) 坂本 勇喜 (諏訪)
酒井 幸恵 (伊那) 清水 敏文 (伊那) 中村 英男 (松本)
吉沢 富雄 (松本) 寺島 完次 (松本) 深澤 和歌子 (松本)
岡部 満喜夫 (長野)

以上 10名

○長野県行政書士会会長感謝状

細 萱 知 敬 (佐久) 内 堀 修 (上田) 石 川 英 二 (伊那)
茨 木 陽 子 (松本) 林 健 介 (松本) 小 野 清 仁 (松本)

以上 6名

※敬称略、()内は、所属支部名

行政書士会をめぐる二つの新たな動き



[改正行政書士法の成立]

平成26年6月20日改正行政書士法が参議院で可決され、行政書士業務に新たに**行政不服審査申立代理権**が付与されることになりました。ただし、全ての行政書士一律に代理権が付与されるのではなく、一定の研修と考査を経た「特定行政書士」だけに代理権が認められます。

改正法の施行日が成立の日から6か月以内とされていることから、今後は日行連の中央研修所が主体となって、研修カリキュラムの策定が行われ、合わせて臨時総会の開催などによる日行連の会則改正手続き、続いて各単位会の会則改正の手続きへと、一連の対応が図られることとなります。

行政書士の目的規定と業務規定を合わせると、行政書士の仕事は、官公署手続の円滑な実施への寄与と、国民の利便に資するために、官公署に提出する書類や権利義務又は事実証明に関する書類の作成や提出を国民に代理し、これによって報酬を得る業務を本質としています。

これに対し、今回の法改正による行政不服審査申立代理権を行政書士が持つことについては、官公署手続の円滑な実施への寄与と国民の利便に資する本来業務との整合性を前提として捉えるべきものと考えます。つまり、行政不服審査代理権は、官公署に対する武器と捉えるのではなく、真に国民（許認可申請者）にとって行政処分に対する不服を申し立てざるを得ない場合に限られるべきものであり、官公署との連携は引き続き重要な業務の要素であるものと考えます。

行政書士は、国民・官公署・他士業との「共存共栄」の中でこそ活躍できる業務幅の広い資格者だからです。

なお、改正法では、自ら申請した行政書士の許認可だけでなく、他の行政書士の申請についても不服申立代理が可能という内容になっていますが、これについても今後日行連で関係省庁と詳細な取り決めを行っていくこととなります。

〔日行連・日政連本部機能の移転〕

平成26年6月19日の日行連定時総会において、現在渋谷の道玄坂にある日行連と東京会が共有する「行政書士会館」から日行連が出て、今年中に虎ノ門（地下鉄では日比谷線の神谷町駅付近）に本部機能を移転する提案が提出され、賛成多数で可決承認されました。

このことにより、今後日行連は、現在の行政書士会館の持分2分の1を東京会に賃貸して収入を得ると共に、別途賃借している「桜ヶ丘別館」の賃借をやめて経費を削減するなどにより、現在の事務局・会議室等を国会近くに移転することになります。

移転時期は平成26年10月中旬で、その後の通常の会議は虎ノ門の賃貸高層ビルで開催されることとなります（大規模会議の場合は、別の建物で開催）。

私は、日行連の長野県代表理事として、三十数億円かけて東京の国会近くに土地と建物を取得して行政書士会館を建設する案にも、現在東京会と共有し混在している行政書士会館を建て替える案にも反対し、賃貸借を検討するべきと主張してきました。今後直下型地震や大津波災害が想定される東京に全国の会員が負担する固定資産を保有するべきではない、将来何があっても、他県にでも移転が可能なように身軽に構え、賃貸物件を検討するべきとの考えからです。

日行連の提案では賃借料は年間6500万円としていますので、これを全国4万5千人の会員一人当たりには換算すると年間約1500円（長野会の負担150万円）となり、現在の会館の固定資産税や維持管理費が不要になることと合わせて極めて現実的な金額です。

今年10月から始まる移転先での日行連の業務が、東京会との混在状況から脱し、法改正への対応のみならず、真に全国の会員の業務拡大と向上ために展開されるよう、引続き長野県代表として提言していきますので、会員皆様の引き続きのご支援をお願いいたします。



現在の行政書士会館

本会業務部会及び支部連絡会議

6月6日、行政書士会館において、本会業務部会及び支部連絡会議が行われ、本会部員及び各支部の業務部会担当者計84名が参加しました。

今回の合同会議では、本会業務部と各支部との連携を密にとり、実務能力向上のため各支部との情報交換、研修会の共催等を行うことを目的とし、開かれました。

山崎会長の所信表明では、エキスパートによる研修会やコンプライアンス研修を各支部と共催することで、長野県行政書士会の能力担保の底上げを図る旨、特定行政書士に関する本会の動きや、本年度長野県で開催される関東地方協議会について等のお話をされました。

その後、各部に分かれ、今年度活動予定等、有意義な会議が行われました。



部員の異動に伴い新しい部員に山崎会長より委嘱書が交付されました。

国際部

旧	新
吉田部長（兼担当副会長）	→赤羽部長
赤羽副部長	→三浦副部長
三浦部員	→春日部員

企画研修部

旧	新
佐藤部長（兼担当副会長）	→臼井部長
臼井副部長	→永村副部長
永村部員	→井出部員

日本行政書士会連合会平成26年度定時総会・日本行政書士政治連盟第34回定期大会

副会長 佐藤 勉

東京都港区白金台のシェラトン都ホテル東京において、日本行政書士会連合会の平成26年度定時総会並びに日本行政書士政治連盟第34回定期大会が開催された。数々の重要議題や行政書士法改正の行方に対する期待と一抹の不安を綱交ぜ、緊張の面持ちで全国各単位会の代議員が次々に到着し、受付カウンターには長蛇の列であった、ロビーには旧交を温めあう群れが溢れていた。

議場中央には演壇が設え、両サイドには「行政不服申し立て代理権獲得の実現を」「行政書士法施行規則第二十条の拡大に反対」と大きな立て看板が立ち、否が応でも今年こそは・・・と期待の高揚を禁じ得ない。

先ず、長年行政書士制度発展に尽くしてこられた方々に「総務大臣表彰」「日本行政書士会連合会会長表彰」の授与式が厳かに挙行された。

表彰授与式を終え、定時総会開会宣言に続き北山日行連会長の力強い挨拶の後、議長・副議長の選任を経て、総会開催所要手続を踏み、いよいよ議事に入る。事業・決算報告、事業計画・予算案等に22単位会から99件の質問が寄せられ、執行部の答弁の後、更に鋭い再質問が提出された。どれも傾聴に値するものであり、日行連のみならず当会の運営においても大いに参考となるものが多かった。



今総会の主要議題、日行連本部機能を移転する件(案)は代議員起立による採決を行い、賛成多数をもって原案どおり可決承認された。(省庁にアクセスの便の良い虎の門地域に予定されている)

休会后、懇親会には新藤総務大臣始め衆参両院の国会議員各位多数にご臨席をいただき、賑やかに幕を開けた。

来賓各位より懸案であった「行政書士法改正案」が参議院総務委員会満場一致で通過した旨が述べられた。

延々と祝辞は続き、国民の利便性向上のため行政書士個々が一層の研鑽を積む必要性が高まったことが強調された。(6月19日参議院総務委員会において、山本香苗総務委員長進行により「行政書士法の一部を改訂する法律案」提出者衆議院高木陽介総務委員長長の趣旨説明の後、質疑に移るも異議なく、山本委員長より討論を終結し直ちに採決を行う旨の宣言があり、賛成者に挙手が求められ全会一致で可決された。一翌20日の参議院本会議にて採決がなされ



る予定)隣接士業からの改正反対の圧力の中、議連関係議員各位の長年にわたる熱心な後押し
の賜物である。

20日9時より再開し、議案審議は粛々と進み、日行連定時総会は閉会となった。

暫時休憩会場設営の後、日本行政書士政治連盟第34回定期大会が開会された。日政連・日行
連協調し行政書士制度の推進のため、各党議連との連携、国会議員・地方自治体職員等への行
政書士制度PRや規制改革等の早期情報収集と対応等への取り組みが確認された。特に、衆参
院選挙を通じて複数の行政書士国会議員が誕生しており、今後、彼の方々との連携協力は大き
な支えとなろう。

(20日の参議院本会議では、山本香苗参議院総務委員長より「行政書士法の一部を改正する
法律案」の審議結果報告の後、採決が行われ、賛成239票、反対0票をもって可決成立した)



業 務 資 料

日行連発第 143 号
平成 26 年 5 月 8 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 北 山 孝 次
第 一 業 務 部
部 長 矢 野 浩 司

産業廃棄物許可業者による一般廃棄物（家庭ごみ）の無許可回収の注意喚起について

今般、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部より、産業廃棄物（以下「産廃」という。）許可業者による一般廃棄物（家庭ごみ）の無許可回収についての周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

現在、産廃許可業者が一般廃棄物処理業の許可を得ず、産廃の許可番号を表示して、「不用品回収」と称し、一般家庭向けに、ごみ回収の宣伝をしているケースが全国的に多く見られます。これは一般廃棄物の無許可収集運搬にあたり、産廃許可の取り消し要件や、最高刑 5 年以下の懲役、3 億円以下の罰金の対象となりうる犯罪です。

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部によりますと、一般廃棄物の収集の許可が必要であることを知らずに、産廃の新規・更新申請のみを行政書士に依頼し、結果として無許可で一般廃棄物の収集運搬を行っている業者もあるとのことでしたので、各単位会におかれましては、行政書士が違法行為に加担する事案が発生しないよう、顧客である業者の業務内容の把握に努めることについて、所属会員へ注意喚起を行っていただきたく、ご協力をお願いいたします。

制度の詳細につきましては、下記の環境省ホームページにてご確認ください。

なお、当該情報につきましては、日行連会員専用ホームページにも掲載予定ですので、ご承知おきください。

記

【環境省ホームページ】

○無許可回収業者に関する啓発チラシ（過去に配布したものも含む）

<http://www.env.go.jp/recycle/kaden/tv-recycle.html>

（※参照：情報発信ツール一覧）

○無許可回収業者に関する Q&A コーナー

<http://www.env.go.jp/recycle/kaden/tv-recycle/qa.html>

ホームページ及びチラシ等に関するお問合せは、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室（03-5501-3153）まで

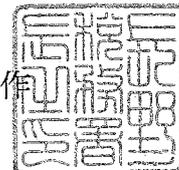
以 上

長野管 1 - 58

平成 26 年 5 月 22 日

長野県行政書士会
会長 山崎 隆二 様

長野税務署長
長谷川 精作



納税証明書の「署名省略オンライン請求」普及のためのお願いについて

税務行政につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、税務署においては、平成 25 年 10 月から納税証明書の「署名省略オンライン請求」制度を導入しております。

この「署名省略オンライン請求」は、手数料が安価になるほか、次のように行政書士の皆様にも、たいへん利用しやすいものになっています。

- ① 納税者に代わって、代理申請が可能です（納税証明書の受取時には、納税者からの委任状が必要となります。）。
- ② 申請に当たっては、電子証明書や IC カードリーダーは不要です。
- ③ 事前に受取日を指定して請求していただくことにより、納税証明書の受取に関する待ち時間が大幅に短縮されます。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ですが、貴会の会員の皆様にも「署名省略オンライン請求」のリーフレットを配付して利用をお勧めいただくなど、普及に向けてご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、「署名省略オンライン請求」につきまして、ご不明の点などがございましたら、下記照会先にご連絡ください。

(照会先)

長野税務署

管理運営第一部門 田端 昌広

電話 026-234-0117(ダイヤルイン)

この文書は、行政指導として送付しているものであり、その責任者は長野税務署長です。



納税証明書のオンライン請求が とっても便利になります。

請求は自宅等の
パソコンから

税務署窓口で納税証明書を受け取る場合、自宅等からのオンライン請求に、電子証明書やICカードリーダーライターが不要になります。

(平成25年10月1日から開始)

納税証明書交付請求書の作成に当たっては、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)をご利用ください。



※代理人による請求書データの送信と納税証明書の受取も可能です(代理人による受取には委任状が必要となります)。受取の際には、本人(代理人)であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)をご持参ください。なお、本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かります。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご確認ください。

オンライン請求のメリット

- ① 手数料が安価です。1税目1年度1枚370円(通常400円)
- ② 窓口で書面により請求する場合と比べ、短い時間で受け取れます。(当日の受取を指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります。)



詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。



その他の「納税証明書オンライン請求・発行手続」



本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、郵送または電子ファイルで受け取ることができます。

① 郵送で書面受取（別途郵送料がかかります。）

② e-Taxで電子納税証明書（電子ファイル）をダウンロード（ダウンロードした電子ファイルは期限内であれば何度でもお使いいただけます。）

（注）あらかじめ、提出先に電子納税証明書（電子ファイル）の提出が可能か確認してください。

e-Taxを利用して納税証明書交付請求書を作成

郵送受取を希望する方は、書面交付用の請求書を作成し、受取方法を選択してください。

作成に当たっては、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）のe-Taxソフト（WEB版）をご利用ください。

作成した納税証明書交付請求書に電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信

送信後、メッセージボックスに格納される受信通知で、正常に受信されたことを必ず確認してください。

メッセージボックスに格納される「交付（発行）準備が整った」旨の通知を確認

納税証明書の作成状況、受付番号、納付番号、確認番号、手数料等を確認してください。

郵 送 受 取

インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して手数料と郵送料を電子納付*すると、税務署から納税証明書が郵送されます。

電子納付の際に、納付番号、確認番号等が必要になります。



電 子 取 得

インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して手数料を電子納付*すると、電子納税証明書（電子ファイル）のダウンロードが可能となります。

電子納付の際に、納付番号、確認番号等が必要になります。



*インターネットバンキングやATM等の利用に当たり、利用のための手数料が必要となる場合がありますので、あらかじめ利用する金融機関にご確認ください。

e-Taxの利用可能時間 ▶ 月曜日～金曜日、8時30分～24時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ ▶ www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索 

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）など、e-Taxに関する最新の情報について e-Tax ホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Tax の操作に関する質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」TEL.0570・01・5901（e- コクゼイ）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）です。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

●建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布）

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）
・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

背景

- 近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。
→離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等が懸念
- 維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。
→維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務

建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

概要

ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

- ①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】
- ②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】
- ③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】

- ▶見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除
- ▶談合の防止
- ▶手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止

- ▶業界による自主的な取組を促進することにより、建設工事の担い手の確保・育成を推進

維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

- ④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】
- ⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大（下請金額による下限を撤廃）【入契法】
- ⑥建設業許可に係る暴力団排除条項を整備^(※)するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け【建設業法】【入契法】

- ▶解体工事について、事故を防ぎ、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置

- ▶維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止

- ▶建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底

※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】

- ⑦その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

(※)公共工事の品質確保の促進に関する法律

品質確保(※)改正等の入札契約制度の改革と一体となって、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 経緯 | ▶ 4/4 参議院本会議可決（全会一致） |
| | ▶ 5/29 衆議院本会議可決（全会一致） |
| | ▶ 6/4 公布 |

施行日

- | | |
|--------------------|-------|
| ▶ 公布の日（H26.6.4）に施行 | ③ |
| ▶ 公布の日から1年以内に施行 | ①②⑤⑥⑦ |
| ▶ 公布の日から2年以内に施行 | ④ |

入札金額の内訳書の提出について

これまで、公共工事の入札の際、入札金額の内訳を提出することは法律上義務とはされていなかった。
 (＝総額での入札が原則。)

入札金額の内訳提出の効果

- 見積能力の無い不良・不適格業者の参入排除
- 積算もせずにダンピング受注を行おうとする業者の排除
- 談合等の不正行為の排除

入札金額の内訳提出の現状

- 平成24年9月現在、約4分の3の発注者は何らかの内訳の提出を求めている。
- ※ 国：14/19、特殊法人等：123/126、都道府県：47/47、指定都市：20/20、市区町村：1249/1721
- ※ 大規模な工事等、一部の工事のみ求めている場合も多い。

出典：「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」国土交通省・総務省・財務省



改正法における措置（公布から1年以内に施行）

○見積能力のない業者が積算もせず最低制限価格で入札するなどの事態を排除するため、入札の際に、建設業者が入札金額の内訳を提出することを、法律上求める。

○入札金額の内訳書のイメージ

(地方公共団体発注の少額工事における簡易な様式の例)

工 事 費 内 訳 書	
工事名	道路改築工事
工事場所	〇〇市〇〇町
工種等	見積金額（円）
土工	
法面工	
擁壁工	
雑工	
直接工事費	
共通仮設費	
現場管理費	
一般管理費	
工事価格	

公共工事における施工体制台帳の作成・提出について

これまで、施工体制を把握するための施工体制台帳は、小規模工事については作成が義務付けられていなかった。

公共工事における施工体制台帳制度について（改正前）

①作成した施工体制台帳の写しの**発注者への提出**を義務付け
（民間工事は、請求があれば発注者へ閲覧。）

②施工体制台帳の作成義務は、**下請金額が一定以上の工事のみ**

【現行】特定建設業者が元請となる下請契約額が合計3,000万円
以上の工事（建築一式工事の場合は4,500万円以上）

小規模な維持・修繕工事の増加

○公共工事に占める維持・修繕工事の割合（金額ベース）

H14年度：18% → H23年度：28%

出典：「建設工事施工統計調査」国土交通省

○公共工事一件当たりの請負代金額（H20～H24平均）

新設等：7,110万円 維持・補修：2,850万円

出典：「建設工事受注動態統計調査」国土交通省

改正法における措置（公布から1年以内に施行）

○近年増加している維持修繕等の小規模工事も含めて施工体制の把握を徹底することで、手抜き工事や一括下請負等（不当な中間搾取）を防止するため、公共工事の受注者が下請契約を締結するときは、その**金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、発注者に提出**することを求める。

（＝上記①については変更なし。②については下請金額による下限を撤廃。）

○施工体制台帳の主な記載事項

■元請企業に関する以下の事項

- ・許可を受けて営む建設業の種類
- ・社会保険の加入状況
- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・監理技術者の氏名及び資格等

■下請企業に関する以下の事項

- ・商号又は名称及び住所
- ・許可を受けた建設業の種類
- ・社会保険の加入状況
- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・主任技術者の氏名及び資格等

＜添付書類＞

- ・公共工事の場合、契約金額を含む下請契約の契約書の写し等

建設業からの暴力団排除の徹底について

これまでも、許可や許可の更新の段階においては、役員に暴力団員がいる場合には許可をしないなどの対応をとっているところ。

現行法における課題

- 許可の欠格要件や取消事由に明確には位置づけられていない。
→ 許可後に暴力団員が役員に入った場合などには、取消ができない。
- 元暴力団員が排除の対象となっていない。
→ 偽装離脱した暴力団員を排除できない。
- 欠格要件等の対象となる「役員」が取締役等に限られている。
→ 相談役や顧問に暴力団員がいても不許可や取消ができない。

改正法における措置（公布から1年以内に施行）

○建設業許可、浄化槽工事業登録及び解体工事業登録の欠格要件及び取消事由に、以下を追加。

- ① 暴力団員（役員等がこれに該当する場合を含む。）
- ② 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（役員等がこれに該当する場合を含む。）
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

○建設業許可、浄化槽工事業登録及び解体工事業登録の欠格要件や許可申請書の記載事項等の対象となる「役員」の範囲を拡大し、取締役や執行役に加え、相談役や顧問など法人に対し取締役等と同等以上の支配力を有する者も含める。

○公共工事の受注者が暴力団員等と判明した場合、発注者から、当該受注者が建設業の許可を受けた行政庁への通報を義務付ける。

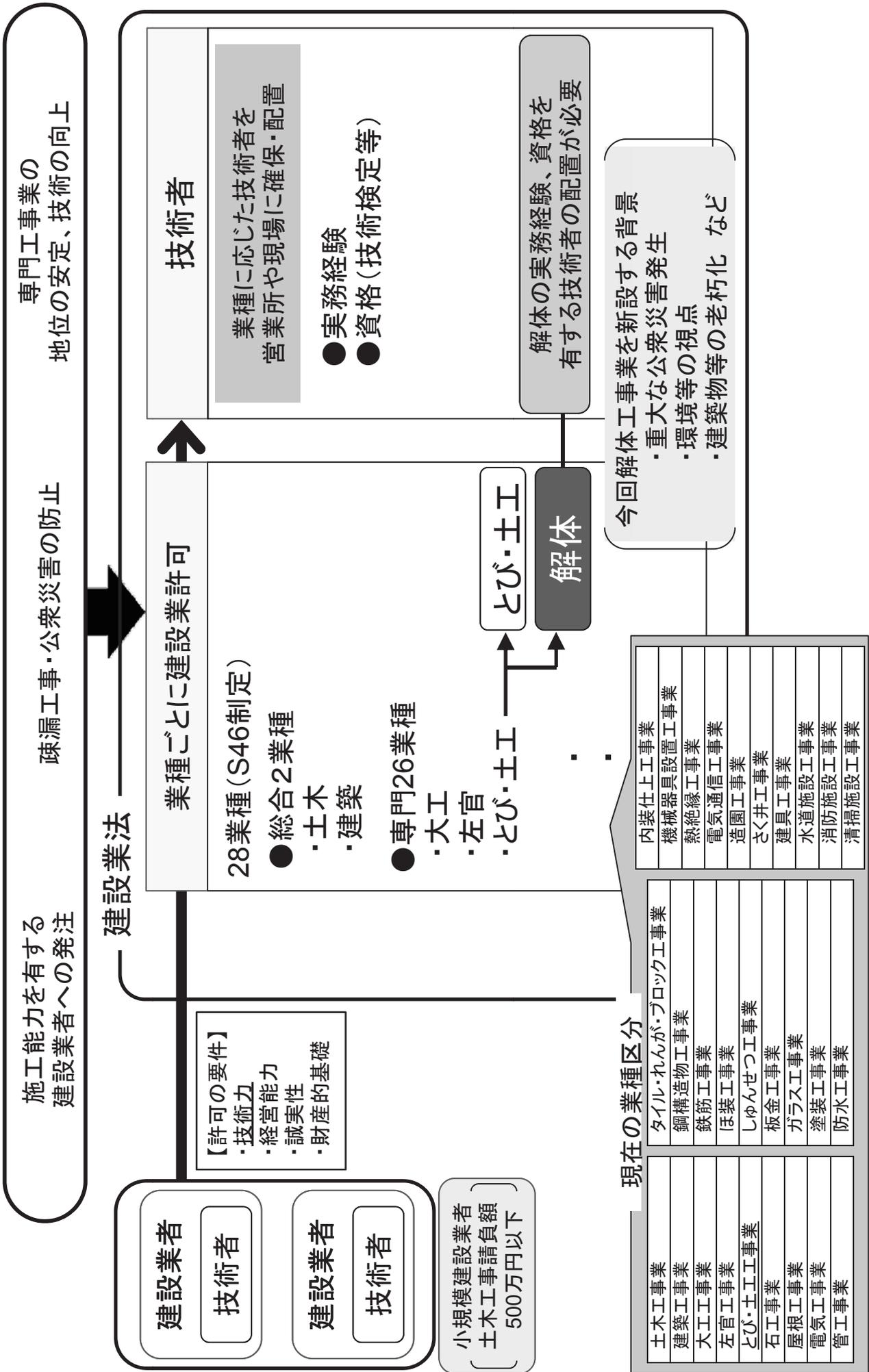
【参考】「世界一安全な日本」創造戦略
(平成25年12月10日閣議決定)

Ⅲ 4 (1) 暴力団対策等の推進・強化

- ④ 各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底
暴力団が介入し、資金獲得を図っている業の許認可要件に暴力団排除条項を導入するほか、東日本大震災からの復旧・復興事業、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向けた施設整備事業等を含めた、国及び地方公共団体のあらゆる公共事業等の入札・契約から、暴力団の排除を徹底する。

※詳細は、警察等の関係機関との調整の上、省令又は通知にて明確化の予定

業種区分の新設について



施工能力を有する
建設業者への発注

疎漏工事・公衆災害の防止

専門工事業の
地位の安定、技術の向上

建設業法

業種ごとに建設業許可

28業種 (S46制定)

- 総合2業種
 - ・土木
 - ・建築
- 専門26業種
 - ・大工
 - ・左官
 - ・とび・土工

【許可の要件】

- ・技術力
- ・経営能力
- ・誠実性
- ・財産的基礎

建設業者

技術者

建設業者

技術者

〔小規模建設業者
土木工事請負額
500万円以下〕

技術者

業種に応じた技術者を
営業所や現場に確保・配置

- 実務経験
- 資格(技術検定等)

解体の実務経験、資格を
有する技術者の配置が必要

とび・土工

解体

今回解体工事業を新設する背景

- ・重大な公衆災害発生
- ・環境等の視点
- ・建築物等の老朽化 など

現在の業種区分

土工事業
建築工事事業
大工工事事業
左官工事事業
とび・土工工事事業
石工事事業
屋根工事事業
電気工事事業
管工事事業

タイル・れんが・ブロック工事事業
鋼構造物工事事業
鉄筋工事事業
ほ装工事事業
しゅんせつ工事事業
板金工事事業
ガラス工事事業
塗装工事事業
防水工事事業

内装仕上工事事業
機械器具設置工事事業
熱絶縁工事事業
電気通信工事事業
造園工事事業
さく井工事事業
建具工事事業
水道施設工事事業
消防施設工事事業
清掃施設工事事業

解体工事業の新設に伴う経過措置等について

○施行日（以後、原則、解体工事業を営むに際し解体工事業の許可が必要）
公布日から**2年**以内で政令で定める日（平成28年度メドに開始）

○経過措置

- ①施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き**3年間（公布日から計5年間程度）**は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能。
（当該建設業者は、この経過措置期間中（公布日から5年間程度）とび・土工・コンクリート工事に係る技術者の配置でも解体工事の施工が可能。）

- ②施行日前のとび・土工工事業に係る経營業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経營業務管理責任者の経験とみなす。

※技術者資格（実務経験の取扱いを含む。）については、今後検討。

※詳細につきましては本会HPをご覧ください。

（参考：国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp>）

日行連発第240号
平成26年6月5日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 北 山 孝 次
第一業務部
部 長 矢 野 浩 司

大型車両の通行の適正化に関する関係政令、省令の整備及び関係通達の改正等について
(H25道路法等の一部改正関連)

平成25年6月5日に公布された道路法等の一部を改正する法律(平成25年法律第30号。以下「法」という。)により、道路法(昭和27年法律第180号)等が改正され、大型車両の通行許可の迅速化(第47条の3)および制限違反を繰り返す車両の使用者等に対する監督強化(第72条の2)に関する規定が定められました。

これらの規定は、法の施行後1年以内に政令で定める日から施行することとされており、今般、国土交通省より、この施行に必要となる関係政令、省令の整備及び関係通達の改正について、平成26年5月28日に公布、平成26年5月30日に施行したことの発表がなされましたので、下記のとおり情報提供いたします。

詳細につきましては国土交通省ホームページをご確認ください。

各単位会におかれましては、所属会員への周知等についてご協力いただけますようお願いいたします。なお、当該情報については、日行連会員ホームページにも掲載を予定しておりますので、ご承知置きください。

記

【国土交通省ホームページ】

- ・ 大型車両の通行の適正化に関する関係政令の整備について
http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000421.html
- ・ 大型車両の通行の適正化に関する関係省令の整備について
http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000422.html
- ・ 大型車両の通行の適正化に関する関係省令の整備に係る所要の通達改正について
http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000423.html

以 上

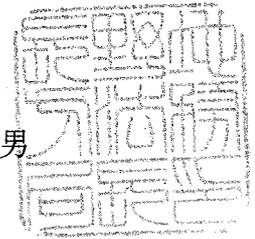


庶 7 (8) 第 2 0 号

平成 2 6 年 7 月 1 日

長野県行政書士会 長 殿

長野地方法務局長 小 野 昭 男



公証人の異動について

この度、下記のとおり異動がありましたのでお知らせします。

記

1 長野公証役場

- | | |
|---------|---|
| (1) 前任者 | かわむら あきお
川 村 明 夫 (平成 2 6 年 7 月 1 日退職) |
| (2) 後任者 | くりはら ゆういち
栗 原 雄 一 (平成 2 6 年 7 月 1 日任命) |
| (3) 事務所 | 長野市大字南長野妻科 4 3 7 番地 7
長野法律ビル 2 階 |
| (4) 電 話 | 0 2 6 - 2 3 4 - 8 5 8 5 |
| F A X | 0 2 6 - 2 3 4 - 8 5 5 8 |

2 上田公証役場

- | | |
|---------|--|
| (1) 前任者 | まきの やすゆき
牧 野 泰 之 (平成 2 6 年 7 月 1 日退職) |
| (2) 後任者 | ながい えいじ
永 井 栄 次 (平成 2 6 年 7 月 1 日任命) |
| (3) 事務所 | 上田市中央西一丁目 1 5 番 3 2 号
富国生命上田ビル 3 階 |
| (4) 電 話 | 0 2 6 8 - 2 2 - 5 4 7 7 |
| F A X | 0 2 6 8 - 2 8 - 5 0 0 7 |

お知らせ

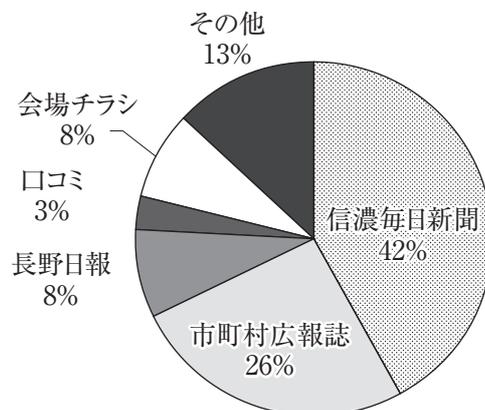
2月22日広報部共催無料相談会の結果

2月22日に、県下7支部で行われました広報部共催無料相談会について、ご報告します。
「無料相談会をどこで知りましたか。」の問いについては、アンケートを実施した5支部の合計で割合を出しています。

*相談内容

支部名	相続	遺言	農地	権利義務	離婚	国際	会社設立	その他	計
佐久支部	1	1							2
上田支部	3	1							4
諏訪支部	3			2	2	1			8
伊那支部	9			5					14
飯田支部	12	2							14
松本支部	1	2		1			1	1	6
長野支部		1							1

無料相談会をどこで知りましたか。

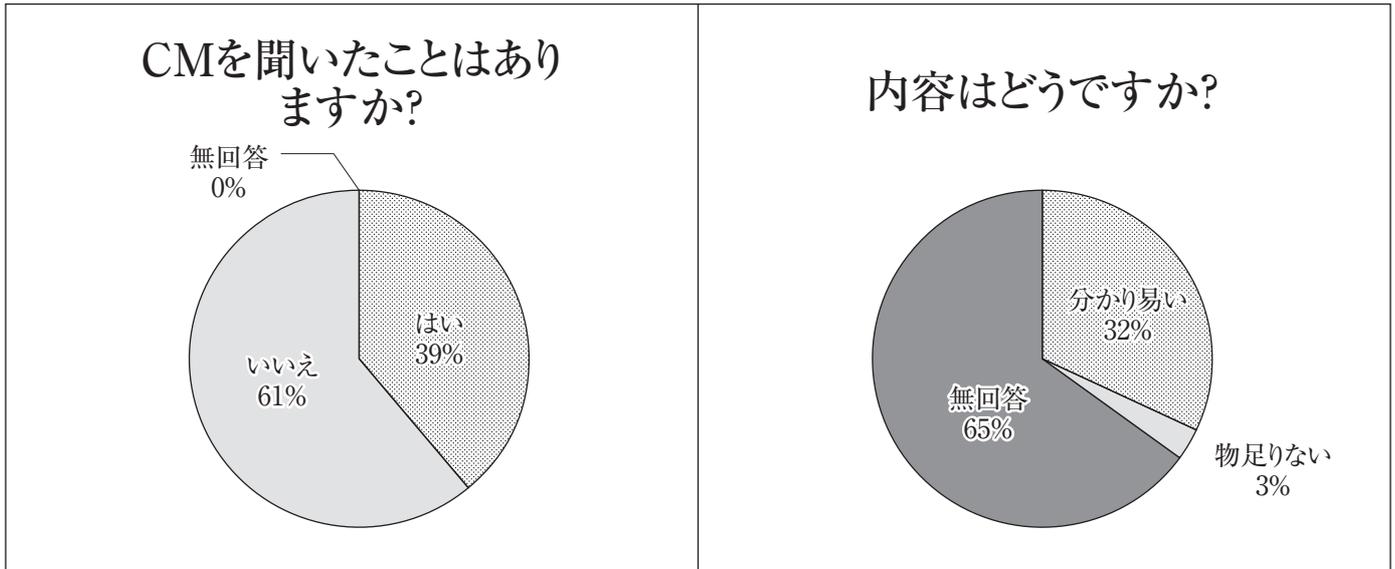


広報部アンケート結果

今年2月末に、広報活動についてアンケートを行い、93名の先生方より、回答をいただきました。ご協力いただき、ありがとうございました。結果は、以下の通りです。

広報部では、今後も、より充実した広報活動のため、こういったアンケートを行っていきたいと思います。

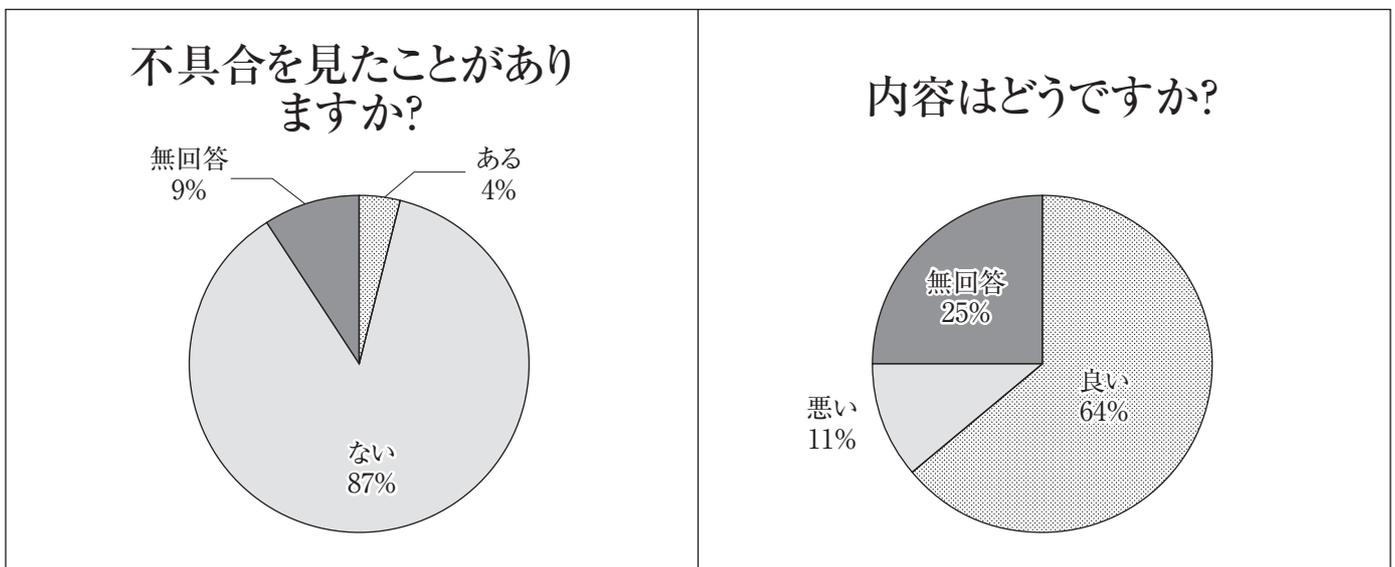
SBCラジオの放送について



ご意見

- ①若干物足りない
- ②成年後見（任意後見）以外のコマーシャルも追加したほうがよい。
- ③司法書士会ともう少し区別があると良い。 他

ホームページについて

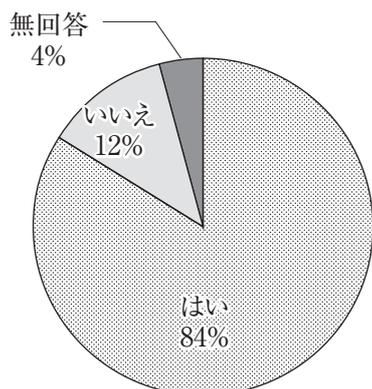


ご意見

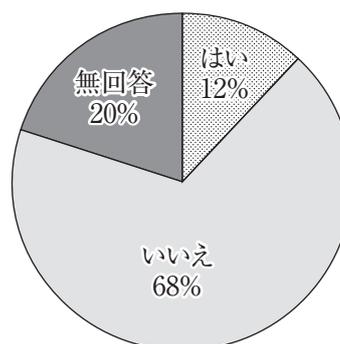
- ①見にくい。
- ②メールでの問い合わせが見にくい、できない。
- ③スマホだと見にくい。
- ④新しい情報が更新されない。
- ⑤行政書士の仕事をもっと紹介してほしい。
- ⑥文字が不鮮明。
- ⑦最新のお知らせに、アップロードした日付が入ると良い。 他

会報誌について

内容は現状で良い



記事の内容に不満がある



ご意見

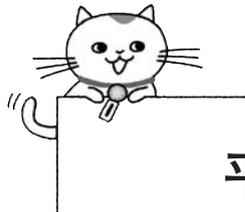
- ①業務に直接役立つ内容を多く掲載してほしい。
- ②紙面の簡素化。
- ③既存の配布文書等だけでなく、活動報告や読み物を載せてほしい。
- ④研修内容のポイントを載せてほしい。
- ⑤事務所訪問や、新入会員の仕事の着手方法などを載せてほしい。 他

これらのご意見は、今後、広報活動において参考にさせていただきます。
貴重なご意見を、ありがとうございました。

平成26年春の褒章

本会前会長竹内波美男氏（上田支部）は、多年にわたる行政書士としての功績が認められ、去る5月15日黄綬褒章を受章されました。

誠におめでとうございます。



平成26年度行政書士試験のご案内

1 受験資格

年齢、学歴、国籍等に関係なく、どなたでも受験することができます。

2 試験日及び時間

平成26年11月9日（日） 午後1時から午後4時まで

3 試験会場

J A長野県ビル 長野市南長野北石堂町1177-3

松本歯科大学 塩尻市広丘郷原1780

駒ヶ根商工会館 駒ヶ根市上穂栄町3-1

4 受験手数料 7,000円

5 受験願書受付期間

(1) 郵送による受験申込み

平成26年8月4日(月)から9月5日(金)まで

(2) インターネットによる受験申込み

平成26年8月4日(月)午前9時から9月2日(火)午後5時まで

6 合格発表 平成27年1月26日(月)

7 問い合わせ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

所在地：〒102-0082東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

試験専用照会ダイヤル：03-3263-7700

行政書士法制定60周年記念DVDの注文

行政書士のPR用DVDの注文を受け付けます。地域の福祉活動に又ご自分の職域の確保に、「相続」が「争族」にならないようにとわかり易い内容となっています。

申し込みは、1部1,000円、送料は別となります。

(FAX 026-224-1305)



1部 1,000円
(送料 別)

----- 申 込 書 -----

_____ 支 部 _____

氏 名 _____

_____ 部購入 (送料は自己負担) _____

行政書士PR用パンフレットの注文

行政書士のPR用パンフレットの注文を受け付けています。名刺と共に、又名刺代わりにご活用頂きたいと思えます。申し込みは、100部単位で、1部は15円とします。(FAX 026-224-1305)

----- 申 込 書 -----

_____ 支 部 _____

氏 名 _____

_____ 部購入 (送料は自己負担) _____



幹 旋 物 一 覧 表

品 名	価 格	備 考
書 類 作 成 印	2,600円	
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,550円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,550円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新 会 社 法 パ ー ト 2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

会 議 報 告

□正副会長会

- 1 と き 平成26年 3月18日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山崎会長、坂本、佐藤、山本各副
会長
- 4 会議事項
 - (1) 平成26年度事業計画(案)及び予算(案)につ
いて
 - (2) 事務局体制について
 - (3) その他

□無料相談会

- 1 と き 平成26年 3月19日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 佐藤副会長、小野部長、二瓶副部
長、大塚部員
- 4 相談件数 0件

□経営者協会会員・暴追センター賛 助会員等のための特別講演会

- 1 と き 平成26年 3月19日(水)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出 席 者 坂本、山本各副会長

□広報部会

- 1 と き 平成26年 3月20日(木)
- 2 と ころ 松本市、松本支部事務局
- 3 出 席 者 佐藤副会長、蟹澤部長、林副部長、
田嶋、藤森、東谷、天野、大前各
部員
- 4 会議事項
 - (1) ホームページの契約更新
 - (2) 会報124号について
 - (3) 2月22日無料相談会結果報告
 - (4) 業者選定の経過状況
 - (5) アンケート結果
 - (6) その他

□国際部研修会(事例研究会)

- 1 と き 平成26年 3月21日(金)
- 2 と ころ 松本市、ホテルモンターニュ松本
- 3 出 席 者 吉田部長、赤羽副部長、三浦部員、
他県会員20名、会員13名

□正副会長ADR特別委員会合同会議

- 1 と き 平成26年 3月27日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、吉
田各副会長、荻原委員長、深澤副
委員長、小林委員
- 4 会議事項「ADRセンター運営における弁
護士との協定について」
 - (1) ADRセンター長野の規則等整備状況
 - (2) 弁護士会との協議について
 - (3) 協議過程で予測される質疑

□弁護士会との協議

- 1 と き 平成26年 3月27日(木)
- 2 と ころ 長野市、弁護士会館
- 3 出 席 者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、吉田
各副会長、荻原委員長、深澤副
委員長、小林委員
- 4 内 容 ADRセンター運営における弁
護士との協定について

□国際部あいさつ廻り

- 1 と き 平成26年 4月11日(金)
- 2 と ころ 長野市、東京入管長野出張所・長
野地方法務局・県国際課・県国際
化協会
- 3 出 席 者 吉田部長、赤羽副部長、三浦部員

□表彰選定委員会

- 1 と き 平成26年 4月15日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館

3 出席者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、吉田
各副会長

4 会議事項

(1) 平成26年度表彰者の選定について

□正副会長会

1 と き 平成26年4月15日(火)

2 ところ 長野市、会館

3 出席者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、吉田
各副会長

4 会議事項

(1) 平成25年度事業報告及び決算について

(2) 平成26年度事業計画(案)及び予算(案)につ
いて

(3) その他

□監査

1 と き 平成26年4月16日(水)

2 ところ 長野市、会館

3 出席者 河西、小畑各監事、山崎会長、
山本総務部長、和田政治連盟会
長、二瓶同幹事長

4 監査執行状況

平成25年度一般会計、幹旋物特別会計の収入・
支出状況について、並びに長野県行政書士政治連
盟の収入・支出状況について、関係帳簿、証拠書
類、預金通帳等により監査が行われた。

監査結果については、4月18日(金)開催の理事
会及び幹事会で監事から適正に処理されている旨
報告がなされた。

□理事会

1 と き 平成26年4月18日(金)

2 ところ 長野市、会館

3 出席者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、吉田
各副会長、荻原、関、赤羽、宮島、
深澤、小野、白井、和田、小林、
蟹澤、高田各理事、河西、小畑各
監事

4 会議事項

(1) 平成25年度事業報告及び決算について

(2) 平成26年度事業計画(案)及び予算(案)につ
いて

(3) その他

□あづみの国際化ネットワーク学習会

1 と き 平成26年4月20日(日)

2 ところ 安曇野市、穂高市民活動センター

3 出席者 吉田部長、赤羽副部長

4 講義内容 在留資格の基礎等

□総務部会

1 と き 平成26年4月22日(火)

2 ところ 長野市、会館

3 出席者 山崎会長、山本部長、日野副部長、
関、竹淵、河西、高田各部員

4 会議事項

(1) 平成25年度事業報告及び決算報告について

(2) 平成26年度事業計画(案)及び収支予算(案)
について

(3) 会費の納入状況について

(4) 平成26年度表彰者の決定について

(5) 平成26年度定時総会進行計画について

(6) その他

□東京入管甲府出張所長へのごあい
さつ

1 と き 平成26年4月23日(水)

2 ところ 甲府市、東京入管甲府出張所

3 出席者 吉田部長、山梨会業務第三部有賀
副部長

□弁護士会役員就任披露宴

1 と き 平成26年4月23日(水)

2 ところ 長野市、ホテル犀北館

3 出席者 山本副会長

□北信支部総会

1 と き 平成26年4月26日(土)

2 ところ 中野市、中野市市民会館

3 出席者 山崎会長

□綱紀委員会

- 1 と き 平成26年5月2日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 村上委員長、小林副委員長、寺島職務代理人、神津、和田、土屋、塚田各委員
- 4 会議事項
 - (1) 会長からの苦情案件の処分の諮問について
 - (2) 綱紀類似案件の処理について

□伊那支部総会

- 1 と き 平成26年5月2日(金)
- 2 ところ 伊那市、JA上伊那本所
- 3 出席者 山崎会長

□諏訪支部総会

- 1 と き 平成26年5月9日(金)
- 2 ところ 諏訪市、RAKO華乃井ホテル
- 3 出席者 山崎会長

□飯田支部総会

- 1 と き 平成26年5月9日(金)
- 2 ところ 飯田市、シルクホテル
- 3 出席者 山崎会長

□松本支部総会

- 1 と き 平成26年5月10日(土)
- 2 ところ 松本市、松本勤労者福祉センター
- 3 出席者 坂本会長

□長野支部総会

- 1 と き 平成26年5月10日(土)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長

□綱紀委員会

- 1 と き 平成26年5月12日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 村上委員長、小林副委員長、寺島職務代理人、神津、和田、赤羽、

土屋、塚田各委員

4 会議事項

- (1) 綱紀案件の調査及び聴聞
- (2) その他

□佐久支部総会

- 1 と き 平成26年5月14日(水)
- 2 ところ 佐久市、ホテル一萬里
- 3 出席者 山崎会長

□総会運営会議

- 1 と き 平成25年5月16日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 正副会長、各部長、総務部員、政連会長、幹事長、副会長、松島、神津各会員
- 4 会議事項
 - (1) 平成26年度定時総会等の運営について
 - (2) その他

□(一社)長野県資源循環保全協会通常総会

- 1 と き 平成26年5月16日(金)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 坂本副会長

□司法書士会総会

- 1 と き 平成26年5月16日(金)
- 2 ところ 松本市、ホテルブエナビスタ
- 3 出席者 山崎会長

□広報部会

- 1 と き 平成26年5月23日(金)
- 2 ところ 松本市、松本東急イン
- 3 出席者 佐藤副会長、蟹澤部長、林副部長、東谷部員
- 4 会議事項
 - (1) ホームページについて
 - (2) その他

□社労士会総会

- 1 と き 平成26年5月26日(月)
- 2 ところ 松本市、ホテルブエナビスタ
- 3 出席者 坂本副会長

□一日合同行政相談所

- 1 と き 平成26年5月26日(月)
- 2 ところ 松本市、井上百貨店
- 3 出席者 松島、丸山各松本支部会員

□正副会長会

- 1 と き 平成26年5月30日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、
吉田各副会長
- 4 会議事項
(1) 理事会提出議題について
(2) その他

□(一社)不動産鑑定士協会総会

- 1 と き 平成26年5月30日(金)
- 2 ところ 長野市、メルパルク長野
- 3 出席者 山本副会長

□理事会

- 1 と き 平成26年6月6日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、吉田
各副会長、荻原、若林、日野、
関、赤羽、二瓶、宮島、深澤、小
野、石井、臼井、和田、小林、蟹
澤、高田各理事、河西、熊井、小
畑各監事
- 4 会議事項
(1) 平成26年度定時総会の総括について
(2) 平成26年度事業の推進について
(3) 綱紀案件について
(4) その他

□合同会議

- 1 と き 平成26年6月6日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 正副会長、理事、監事、各部長・
部員、各委員、各支部専門部会長
- 4 会議事項
(1) 部長等への委嘱書交付
(2) 平成26年度事業の推進について

□総務部会

- 1 と き 平成26年6月6日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本部長、日野副部长、関、竹渕、
河西、高田各部員
- 4 会議事項
(1) 平成26年度事業計画について
(2) その他

□農林部会

- 1 と き 平成26年6月6日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 坂本副会長、若林部長、小島部員、
宇賀神、上島、新井、東谷、野本、
竹前各支部部会長
- 4 会議事項
(1) 平成26年度事業計画について
(2) その他

□建設部会

- 1 と き 平成26年6月6日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 坂本副会長、香坂部長、原田副部
長、仲村部員、小泉、金井、原、
酒井、高野、良川、竹前各支部部
会長
- 4 会議事項
(1) 建設部の事業計画について
(2) 支部建設部会の事業計画・事業要望につ
いて
(3) その他

□運輸交通部会

- 1 と き 平成26年6月6日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 坂本副会長、小林部長、北原副部長、大野部員、木内、窪田、帯刀、矢亀、安藤、岡部各支部部会長
- 4 会議事項
 - (1) 平成26年度事業計画について
 - (2) その他

□国際部会

- 1 と き 平成26年6月6日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 吉田副会長、赤羽部長、三浦副部長、春日部員、山嵯、和田、片桐、天野、中山、西澤各支部部会長
- 4 会議事項
 - (1) 平成26年度事業計画について
 - (2) その他

□保健生活安全部会

- 1 と き 平成26年6月6日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 吉田副会長、和田部長、柳澤副部長、福井部員、木内、太田、原田各支部部会長
- 4 会議事項
 - (1) 平成26年度事業計画について
 - (2) 県と支部との共催研修会について
 - (3) その他

□環境部会

- 1 と き 平成26年6月6日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、清水部長、中山副部長、平賀部員、柳澤、常盤、熊谷、丸山各支部部会長
- 4 会議事項
 - (1) 平成26年度事業計画について
 - (2) その他

□企画研修部会

- 1 と き 平成26年6月6日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、白井部長、永村副部長、井出部員
- 4 会議事項
 - (1) 平成26年度研修会の実施内容・実施日について
 - (2) その他

□市民法務部会

- 1 と き 平成26年6月6日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、小野部長、二瓶副部長、大塚部員、井出、小林、小口、木下、松島、田中各支部部会長
- 4 会議事項
 - (1) 平成26年度事業計画について
 - (2) その他

□広報部会

- 1 と き 平成26年6月6日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、蟹澤部長、林副部長、田嶋、藤森、東谷、宮島、天野、大前各部員
- 4 会議事項
 - (1) 会報124号について
 - (2) ホームページについて
 - (3) ラジオ放送について

□法規監察部会

- 1 と き 平成26年6月6日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、石井部長、石丸部員
- 4 会議事項
 - (1) 平成26年度事業計画について
 - (2) その他

□ADR 特別委員会

- 1 と き 平成26年 6 月 6 日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、荻原委員長、深澤副委員長、小林委員
- 4 会議事項
 - (1) 平成26年度事業計画について
 - (2) その他

□監事会

- 1 と き 平成26年 6 月 6 日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 河西、熊井、小畑各監事

□関地協会会計監査会

- 1 と き 平成26年 6 月 9 日(月)
- 2 と ころ 東京都、行政書士会館
- 3 出席者 山崎会長
- 4 会議事項
 - (1) 平成25年度会計監査について
 - (2) その他

□関地協会会長会議

- 1 と き 平成26年 6 月 9 日(月)
- 2 と ころ 東京都、行政書士会館
- 3 出席者 山崎会長、大日方事務局長
- 4 会議事項
 - (1) 平成25年度事業報告及び決算報告について
 - (2) 平成26年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
 - (3) 平成26年度日行連関東地方協議会役員の選任について
 - (4) その他

□正副会長会

- 1 と き 平成26年 6 月 23 日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、吉田各副会長
- 4 会議事項

- (1) 処分通知書の交付
- (2) 関地協事務引継
- (3) その他

□建設部会

- 1 と き 平成26年 6 月 28 日(土)
- 2 と ころ 岡谷市、原田副部長事務所
- 3 出席者 坂本副会長、香坂部長、原田副部長、仲村部員
- 4 会議事項
 - (1) 建設業実務研修会の研修内容の詳細な検討について
 - (2) 建設業法の改正について
 - (3) 職務上請求書の記載例について
 - (4) 事業計画の日程等について
 - (5) その他

□外国籍県民等のための「行政相談会」

- 1 と き 平成26年 6 月 28 日(土)
- 2 と ころ 長野市、もんぜんぷら座
- 3 出席者 吉田副会長

□ADR 機関取扱分野についての合同会議

- 1 と き 平成26年 7 月 2 日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、吉田副会長、赤羽部長、三浦副部長、春日部員、荻原委員長、深澤副委員長、小林委員
- 4 会議事項
 - (1) 予想される外国人に関する調停事案

□市民法務部会

- 1 と き 平成26年 7 月 11 日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 小野部長、二瓶副部長、大塚部員
- 4 会議事項
 - (1) 研修会の打ち合わせ
 - (2) 無料相談会について
 - (3) 金融機関との協議について

(4) その他

平成26年度行政書士試験実施に係る説明会

- 1 と き 平成26年7月11日(金)
- 2 と ころ 東京都、全国町村議員会館
- 3 出 席 者 山本、坂本、佐藤各会場責任者、大日方事務局長

国際部・北信支部国際部会共催研修会

- 1 と き 平成26年7月12日(土)
- 2 と ころ 中野市、中野市人権センター
- 3 出 席 者 吉田各副会長、赤羽部長、三浦副部長、春日部員、会員11名
- 4 研修内容・講師
「在留手続き基本的知識の習得と特徴的な事例の解説」
講師：国際部三浦洋子副部長

税理士会総会

- 1 と き 平成26年7月14日(月)

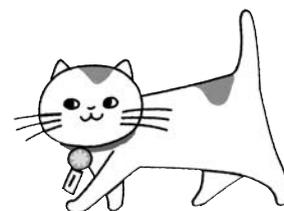
- 2 と ころ 上田市、上田高砂殿
- 3 出 席 者 佐藤副会長

ADR手続実施者研修会

- 1 と き 平成26年7月16日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 荻原委員長、深澤副委員長、小林委員、手続実施者10名、会員9名
- 4 研修内容・講師
(1) ADR特別委員会の本年度の事業概要
(2) 専門基礎研修会
講師：ADR委員、国際部員

保健生活安全部会

- 1 と き 平成26年7月17日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 吉田副会長、和田部長、柳澤副部長、福井部員
- 4 会議事項
(1) 年間事業計画について
(2) その他



各支部総会報告

佐久支部

去る5月14日、佐久市の「ホテル一万里」において、佐久支部第42回定時総会及び政治連盟佐久支部定期大会が開催されました。昨年より取り組んでいる、広告塔の見直し事業等について、活発な意見交換が行われ、全ての議案が、無事可決されました。

その後行われた懇親会には、佐久市長柳田清二様、県議より今井正子先生、桃井進先生、社会保険労務士会東信支部より中嶋巧司先生、行政書士会本会より山崎隆二会長、上田支部より後藤重雄先生 他多くの来賓がお越し下さり、有意義な会となりました。



上田支部

平成26年4月18日(金) 上田市「ささや」

上田支部は例年長野会において最初に開催されます。円満なムードの中にも、ベテラン会員から前向きな提言が出されました。執行部と一般会員、ベテランと若手といった距離がグッと近くなる提言でした。さらに、県名誉会長である竹内波美男会員が、黄綬褒章受章内定との発表があり、祝賀ムードに包まれました。上田支部には、当会会員であり上田市市議の土屋勝浩顧問を会長とする“若い衆の会”なるものがあります。入会間もなく初めて総会に出席した若手会員は早速取り込まれておりました。最後は、来賓をお招きしての懇親会が開催されました。

県議5名、平野成基様、高村京子様、堀場秀孝様、清水純子様、石和大様、参議院議員羽田雄一郎様代理 濱 貴紀様、上田市農業委員長 伊藤忠治様、上田商工会議所矢ヶ崎雅哉様、関東信越税理士会上田支部 中沢 等様、県社労士会東信支部 笹井壽美枝様、佐久支部副支部長 山崎安久様、以上来賓



諏訪支部

平成26年5月9日金曜日、RAKO華乃井ホテルにおいて、山崎会長のご臨席を賜り開催されました。

総会に先立ち、今年は劉 鉄鋼さんの“二胡”の演奏会が行われました。会員のほかに家族・関係者にも枠を広げ、日々の忙しさを忘れ、二胡の美しい音色に素敵な時間を共有し癒されました。お礼の花束を贈るにあたり新入会員の五味会員にお願いしましたら、10年前に劉さんの日本語学校の先生であり、お互いビックリ！！偶然の出来事がサプライズを仕掛けたみたいになり盛り上がりました。（劉さん曰く「演奏の後で良かったー。」と・・・）

今期は、支部長選挙規定という重大な議案がありましたが無事、承認して頂きました。来期は、支部長選挙になるのか??それはさておき懇親会も仕事以外の話にも花が咲き、盛況のうちに閉会となりました。



伊那支部

伊那支部総会が5月2日に開催されました。

昨年度の活動決算報告のほか、今年度も毎月第2水曜日に無料相談会を継続していく等の活動計画案及び予算案が承認されました。



飯 田 支 部

平成26年度飯田支部定時総会を、5月9日(金)飯田市内のシルクホテルに於いて開催した。

予定としては午後4時から6時まで総会、6時から8時まで懇親会。

まず定時となりましたので、開会の言葉から始まり、次に物故者の黙祷、今年は会員1名がお亡くなりになりましたので冥福をお祈りし黙祷する。

そして正副議長の選出後、資格審査を報告後議事に入り、本年は遺言・相続等サポートチームを昨年末立ち上げ準備期間を経て本格的に月1回の無料相談会を行う。

又、コンプライアンスについては、山崎会長の、私が描く国家資格の関係イメージの言葉を総会資料に添付し、再度注意を促す。

議事後、山崎会長の挨拶を懇親会の席でと思っておりましたが、山崎会長は諏訪支部の総会に出席して飯田に向かっているとのことで暫時休憩に入る。

5時頃会長が到着したので総会資料もゆっくりと見ることなく、早速挨拶と質問なども含めて30分ほどで閉会となる。

懇親会の席では、なかなか会長と話をする機会がなく、限られた時間ではありましたが、意見交換が出来た事と思う。

(広報部 宮島裕一)



松 本 支 部

5月10日午後3時より、松本市勤労者福祉センターにおいて、松本支部の定時総会が開催された。主な議事は次のとおり。

電子メールによる「支部だより」を発行し迅速な情報伝達を図ることに努める。

研修会については県本会と協力して進めるものと、支部研修会として参加し易い研修も行っていくという目標を掲げた。

相談会の相談員制度を開始し、松本支部指定の研修会を受講した者を相談員として登録し、活動してもらうことになった。これにより相談員の資質向上、会員間の公平化を図る。

また引き続き会員へ業務引受アンケートを実施し、松本支部事務局への電話相談等について引き受けできる人を登録し、顧客の紹介をしていく。

石井喜博支部長が手術、治療のため退任し、理事会を経て新支部長に小野清仁氏が就任した。新しい体制に期待したい。



挨拶する新支部長小野清仁氏



松本支部定時総会平成26年5月10日

長野支部

長野支部では、平成26年5月10日(土)長野県行政書士会館において、午後1時から始まる専門部会総会に続き午後2時から定時総会を開催しました。

開会の言葉に続き支部長の挨拶の後、来賓の山崎会長より日行連の会館移転の状況、長野会が関東地方協議会の当番である事、組織力の強化を図る方針等を話され挨拶とされました。議長に百瀬暢二会員、副議長に朝間庸介会員が選任され、それぞれ着席し議事に入りました。2号議案終了後、質疑応答の中で2名ほどの会員から支部主催の無料相談会について、“名刺やマニュアル変更等の”質問があり、4号議案終了後に3名ほどの会員から“個人事務所の公共施設での無料相談会の開催及びチラシのポスティング”についての質疑が活発に行われました。この件につきましては、山本支部長の見解、更に山崎会長の見解が述べられ、組織として無料相談会を開催しており個人で開催する危うさもあることから、自粛をお願いしたい、とのことであった。議事終了後、代議員選任と新規会員の紹介の報告があり、長野支部当期総会はほぼ予定どおり終了しました。

懇親会は夕方5時からホテル長野国際21において、市議員や隣接士業を交えて賑やかに開催され、7時ごろお開きとなりました。

担当 蟹沢



北信支部

平成26年4月26日(土)、中野市民会館において、平成26年度北信支部通常総会が開催されました。出席者11名、委任状出席17名でした。来賓として長野県行政書士会の山崎隆二会長がご出席されました。

支部長からは、本年度から県会からの交付金として均等割が廃止され会員割となることにより、会員数の少ない北信支部では支部の運営が厳しくなること等が述べられました。議事では、25年度事業報告、決算報告に続き、26年度事業計画案、予算案が提案、可決されました。最後に、信濃中野税務署管内税務関係団体連絡協議会に参加するかどうかの議論が行われ、参加することが決定いたしました。

その後、中野市「四季」に移動し、懇親会が開かれました。日頃お会いする事のない会員の方ともお話しすることができ、大変有意義な会となりました。



定期大会開催報告

平成26年度定期大会が5月23日(金)午後12時50分より、松本市の松本東急インで開催されましたのでご報告いたします。

- 1 司 会 日野総務副部長
- 2 正 副 議 長 議 長 神津節雄代議員 (佐久支部)
副議長 松島茂行代議員 (松本支部)
- 3 議事録署名人 篠平耕二代議員 (松本支部)、高野弘文代議員 (松本支部)
- 4 議案審議
第1号議案 平成25年度事業報告 賛成多数により可決承認されました。
第2号議案 平成25年度決算報告 賛成多数により可決承認されました。
第3号議案 平成26年度運動方針(案) 賛成多数により可決承認されました。
第4号議案 平成26年度予算(案) 賛成多数により可決承認されました。
第5号議案 役員の補充選任 下記の者が選任されました。(敬称略)

幹 事

上田支部 若林 政夫

会計監事

松本支部 熊井 弘



会長あいさつ



衆議院議員務台俊介様
懇親会にてごあいさつ

平成26年 6 月23日

会 員 各 位

長野県行政書士政治連盟

会長 和 田 英 幸

改正行政書士法成立のご報告

平素より当会の事業活動にご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたびの「行政書士法の一部を改正する法律案」について、第186回国会（常会）における衆議院本会議（6月13日開催）及び参議院本会議（6月20日開催）にて、両院とも全会一致による可決を経て、無事成立いたしましたのでご報告申し上げます。

改正内容につきましては、別紙資料「行政書士法の一部を改正する法律案要綱・法律案・新旧対照表」のとおりです。改正法中には、「会則で定めるところにより、実施する研修の課程を修了した行政書士（特定行政書士）に限り、行うことができる」とありますので、今後は連合会により、研修会が計画されると思います。詳細につきましては、日本行政等の情報に御留意いただきますようお願いいたします。また、改正法の施行日につきましては、公布の日より6ヵ月後とされております。

各支部長並びに会員各位におかれましては、今般の法改正に対し格別のご理解ご協力を賜り、各地元議員への要請活動等、多大なるご尽力をいただきました。お陰をもちまして、今回の法改正が実現しましたこと、感謝申し上げます。

各支部におかれましては、お世話になりました地元選出国會議員へ感謝の気持ちをお伝えしていただきますとともに、地元レベルでの親密なお付き合いを継続していただきますよう心からお願い申し上げます。

最後になりますが、長政連といたしましては、今回の法改正にとどまらず、行政書士制度のさらなる発展のための活動を日政連と連携し、引き続き推進して参りますので、会員各位には今後ともご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

行政書士法の一部を改正する法律案要綱

第一 特定行政書士制度の創設

一 行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成することを業とすることができること。
(第一条の三第三項第二号関係)

二 一の業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）に限り、行うことができること。

(第一条の三第二項関係)

第二 施行期日等

一 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を経過した日から施行すること。
(附則関係)

二 その他

特定行政書士の付記に関する規定その他所要の規定を整備すること。

行政書士法の一部を改正する法律案

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条の三」を「第七条の四」に改める。

第一条の三第一号中「いう」の下に「。次号において同じ」を加え、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成すること。

第一条の三に次の一項を加える。

2 前項第二号に掲げる業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）に限り、行うことができる。

第七条の三中「登録の申請、登録の取消し、登録の抹消、行政書士名簿、行政書士証票その他」を「行政書士の」に改め、第三章中同条を第七条の四とし、第七条の二の次に次の一条を加える。

(特定行政書士の付記)

第七条の三 日本行政書士会連合会は、行政書士が第一条の三第二項に規定する研修の課程を修了したときは、遅滞なく、当該行政書士の登録に特定行政書士である旨の付記をしなければならない。

2 日本行政書士会連合会は、前項の規定により行政書士名簿に付記をしたときは、その旨を当該行政書士に書面により通知しなければならない。

第十三条の三中「第一条の三」を「第一条の三第一項（第二号を除く。）」に改める。

第十三条の六中「第一条の三」を「第一条の三第一項（第二号を除く。）」に、「法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうちこれらの条に規定する業務に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部」を「次に掲げる業務」に改め、同条ただし書中「当該総務省令」を「第一号の総務省令」に改め、「当該業務」の下に「及び第二号に掲げる業務」を加え、同条に次の各号を加える。

一 法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうち第一条の二及び第一条の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部

二 第一条の三第一項第二号に掲げる業務

第十八条の二第一号中「第八号」を「第七号」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第一条の三第二項に規定する研修その他の行政書士の研修に関する規定

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

2 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四十三条中行政書士法第四条の十八の改正規定の前に次のように加える。

第一条の三第一項第二号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

理由

行政に関する手続の円滑な実施及び国民の利便向上の要請への適確な対応を図るため、所定の研修の課程を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することを業とすることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政書士法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○行政書士法（昭和二十六年法律第四号）

（傍線部の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章〔略〕</p> <p>第三章 登録（第六条―<u>第七条の四</u>）</p> <p>第四章～第九章〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（業務）</p> <p>第一条の二〔略〕</p> <p>第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <p>一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）<u>第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。</u>次号において同じ。）<u>に</u>関して行われる聴聞又は弁明の機会との手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に<u>対して</u>する行為（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）<u>第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。</u>）<u>に</u>ついて代理すること。</p> <p>二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章〔同上〕</p> <p>第三章 登録（第六条―<u>第七条の三</u>）</p> <p>第四章～第九章〔同上〕</p> <p>附則</p> <p>（業務）</p> <p>第一条の二〔同上〕</p> <p>第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <p>一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）<u>第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。</u>）<u>に</u>関して行われる聴聞又は弁明の機会との手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に<u>対して</u>する行為（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）<u>第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。</u>）<u>に</u>ついて代理すること。</p> <p>〔新設〕</p>

三・四 「略」

2 前項第二号に掲げる業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）に限り、行うことができる。

（特定行政書士の付記）

第七条の三 日本行政書士会連合会は、行政書士が第一条の三第二項に規定する研修の課程を修了したときは、遅滞なく、当該行政書士の登録に特定行政書士である旨の付記をしなければならぬ。

2 日本行政書士会連合会は、前項の規定により行政書士名簿に付記をしたときは、その旨を当該行政書士に書面により通知しなければならない。

（登録の細目）

第七条の四 この法律に定めるもののほか、行政書士の登録に関し必要な事項は、日本行政書士会連合会の会則で定める。

（設立）

第十三条の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人（第一条の二及び第一条の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務を組織的に行うことを目的として、行政書士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。）を設立することができる。

（業務の範囲）

第十三条の六 行政書士法人は、第一条の二及び第一条の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第一号

二・三 「同上」

〔新設〕

〔新設〕

（登録の細目）

第七条の三 この法律に定めるもののほか、登録の申請、登録の取消し、登録の抹消、行政書士名簿、行政書士証票その他登録に関し必要な事項は、日本行政書士会連合会の会則で定める。

（設立）

第十三条の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人（第一条の二及び第一条の三に規定する業務を組織的に行うことを目的として、行政書士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。）を設立することができる。

（業務の範囲）

第十三条の六 行政書士法人は、第一条の二及び第一条の三に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうちこれらの条に規定する

の総務省令で定める業務を行うことができる行政書士に關し法令上の制限がある場合における当該業務及び第二号に掲げる業務（以下「特定業務」という。）については、社員のうちに当該特定業務を行うことができる行政書士がある行政書士法人に限り、行うことができる。

- 一 法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうち第一條の二及び第一條の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部
- 二 第一條の三第一項第二号に掲げる業務

（日本行政書士会連合会の会則）

第十八條の二 日本行政書士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 第十六條第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項

- 二 第一條の三第二項に規定する研修その他の行政書士の研修に關する規定

三〇五 〔略〕

業務に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。ただし、当該総務省令で定める業務を行うことができる行政書士に關し法令上の制限がある場合における当該業務（以下「特定業務」という。）については、社員のうちに当該特定業務を行うことができる行政書士がある行政書士法人に限り、行うことができる。

（日本行政書士会連合会の会則）

第十八條の二 日本行政書士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 第十六條第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる事項

〔新設〕

二〇四 〔同上〕

○行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第

号）（附則第二項関係）

（傍線部の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政書士法の一部改正） 第四十三条 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条の三第一項第二号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。</p> <p>第四条の十八中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。 〔略〕</p>	<p>（行政書士法の一部改正） 第四十三条 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔新設〕</p> <p>第四条の十八中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。 〔略〕</p>

会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

—入会者— 個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
松本支部	26. 4. 2	傳刀 健	大町市	佐久支部	26. 4. 15	渡邊 博昭	北佐久郡御代田町
長野支部	26. 4. 2	中島慎太郎	長野市	松本支部	26. 4. 15	佐藤 明美	北安曇郡白馬村
上田支部	26. 5. 1	伊藤 宗泰	上田市	上田支部	26. 5. 1	岩下 博明	上田市
諏訪支部	26. 5. 15	中井いずみ	諏訪郡下諏訪町	長野支部	26. 5. 1	松島 仁	長野市
佐久支部	26. 5. 1	小井土和彦	北佐久郡軽井沢町	佐久支部	26. 5. 15	齋藤 久徳	佐久市
佐久支部	26. 5. 1	篠原 政善	佐久市	佐久支部	26. 6. 1	小平 宗	佐久市
伊那支部	26. 6. 1	大澤 剛	駒ヶ根市	諏訪支部	26. 6. 15	小口 僚司	諏訪郡下諏訪町
上田支部	26. 6. 1	宮澤 正吉	上田市	佐久支部	26. 6. 15	小林 修	佐久市
諏訪支部	26. 6. 15	土橋 孝充	茅野市	諏訪支部	26. 6. 15	児玉 直通	諏訪郡下諏訪町
松本支部	26. 6. 15	村田 知士	松本市				

—退会者—

所属支部	氏 名	退 年 月 日	所属支部	氏 名	退 年 月 日	所属支部	氏 名	退 年 月 日
北信支部	上野 和衛	26. 3. 31	上田支部	田中 俊	26. 3. 4	佐久支部	市川 九一	26. 3. 31
飯田支部	川又 一郎	26. 3. 31	長野支部	齋藤 友雄	26. 3. 31	飯田支部	原 顕	26. 3. 31
上田支部	土屋 和枝	26. 3. 22	松本支部	北澤 房見	26. 3. 31	飯田支部	小林 隆	26. 3. 31
諏訪支部	矢沢 弘住	26. 3. 31	松本支部	小林 一成	26. 3. 31	伊那支部	山岸 忠幸	26. 3. 31
松本支部	中野 久子	26. 4. 30	長野支部	嶋田 亜希	26. 5. 23	長野支部	鹿野 幸隆	26. 5. 27
佐久支部	関口 邦彦	26. 6. 23						

ご 逝 去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

武 田 宗 近 殿 (佐久)	黒 澤 稔 殿 (伊那)
平成26年 3月	平成26年 3月
中 村 國 彦 殿 (諏訪)	高 梨 政 延 殿 (北信)
平成26年 4月	平成26年 6月

編 集 後 記

早いもので、平成26年も半分が過ぎてしまいました。この半年間、冬季オリンピック、消費税の増税、サッカーワールドカップと、日本を騒がせるニュースがたくさんありました。中でも、消費税の増税は音もなく私たちの生活に忍び込んできてだけでなく、今後の業務にも大きく影響してきます。たかが3%増、されど3%増を、嫌でも実感してしまいます。

この記事を書いているのは、まさにサッカーワールドカップの真っ最中！オリンピック然り、スポーツを通して一丸となり応援すると、気持ちいいですね。選手のシュートに一喜一憂しながら、目の前の業務に励みつつ、今後の景気回復を祈るばかりです。

(広報部 田嶋亜弥)

行政書士NAGANO 投稿募集

広 報 部

広報部では、長野県行政書士会会員からの投稿を下記の要領により受付いたします。

1. 原稿等について
 - (1) 表紙用の写真、絵画、書など
作品及び作品の簡単な説明（100字程度）
 - (2) 行政書士業務に関する研究論文、資料あるいは実務事例報告など
字数2,000字程度
 - (3) その他
自由投稿
2. 上記投稿は、自作で著作権法等に抵触しないものに限ります。(肖像権等ご注意下さい。)
3. 本会及び他者（個人・団体を問わず）の誹謗・中傷、あるいは不穏当な語句を含む原稿は掲載できません。
4. 原稿などの送付方法について
 - (1) 原稿は、メールあるいはメールに文書ファイル、画像ファイル等を添付してお送りください。
 - (2) FAX及び手書きによる原稿は出来るだけご遠慮下さい。
 - (3) 投稿の際は、件名に「広報誌投稿」と記載し事務局宛にお送り下さい。
 - (4) 投稿後の原稿の訂正は必ず書面（メール含む）で行ってください。
5. 原稿等は随時募集しておりますが、広報誌は年4回の発行となっておりますので投稿者の掲載したい時期に掲載できない場合もございますので、ご了承下さい。
6. 投稿原稿の採否は広報部会で決定いたします。採否の理由については一切お答えできません。また、原稿は採否に関わらず返却いたしません。
7. 編集の都合により大幅な加筆、修正、削除等が必要な場合は広報部から投稿者に対して連絡いたします。その求めに応じていただけない場合は掲載できませんのでご了承下さい。
8. 投稿を掲載したことにより発生したトラブルに関して、県行政書士会及び広報部は一切責任を負いません。
9. 掲載記事に関する質問・意見については一切お答えできません。

Eメール：gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

発行所 長野県行政書士会

〒380-0836 長野市南県町1009-3

TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305

ホームページ <http://www.nagano-gyosei.or.jp>

メールアドレス gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

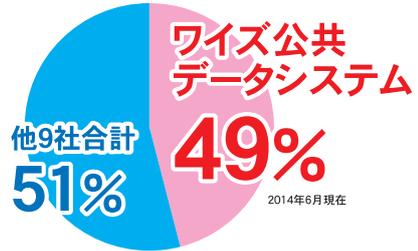
発行者 会長 山崎 隆二
編集者 広報部長 蟹澤 幸子

印刷 三和印刷(株)

おかげさまで

民間分析機関
受付実績 **No.1**

2014年6月現在



ワイズ公共データシステム株式会社の 経営状況分析

NEW

電子申請支援システムに
2つの追加オプション機能

請求管理機能

インターネットバックアップ機能

ワイズ公共データシステムの
経営状況分析

1

業界最安 分析料金
9,000円～

システムユーザ等の
条件無しコースの場合

2

経審評点シミュレーション
経審・許可等申請書類作成
建設業ソフトが無料

インストール後は無料。ワイズ公共データシステムへの年間3件の
分析申請により翌年からも無料。

3

便利な電子申請
78%の申請が電子申請です

2014年6月現在